

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成19年度 包括外部監査分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
<p>Ⅲ 学校教育 4 学校往査 (2) 往査の結果 ②戸隠中学校 ア) 市からの補助金 (報告書41～42ページ)</p>	<p>学校マイプラン補助金や教科研究費補助金については、使用されなかった残金があったが、市へ返還されず、別の学校口座に入金されている。たとえば、学校マイプラン補助金については、次のとおりである。 交付申請 18年4月24日 240,000 円 交付決定通知書 18年7月7日 190,000 円 市教育委員会から学校口座へ入金 18年7月14日 190,000 円 未使用残金の学校他口座への振り替え 19年3月6日 130,028 円 補助金交付に当たり、教育次長から出されている「平成18年度「学校マイプラン推進事業」の実施に係る留意事項」(平成18年7月7日)においても、補助金の残金は返還するよう記載されているが、市教育委員会へ返還されていない。 また、実績報告については、市教育委員会に提出されている内容と実際の支出は、一致していない。 市教育委員会は、今後、実績報告にこれまで添付を求めている領収書を添付させるなどして、補助金の適正使用の確認をすべきであり、また、必要に応じて立入検査も行うべきである。</p>	<p>今回の問題が発生した原因は、①現金出納簿がなく、現在高を把握していなかったこと、②支出何の決裁がなかったこと、③通帳、印鑑を担当者が一人で管理していたこと、④学校内の監査や会計報告がなかったこと、などが考えられる。 また、教育委員会側の問題としては、審査会に時間が掛かり、補助金の交付が遅くなってしまうため、学校においては、事業開始から補助金の交付までの間で立替払いが生じてしまうことも挙げられる。戸隠中学校の場合、立替が可能な他会計があったため、立替を行ったが、立替分を元の会計に戻す事務処理がおろそかになってしまっていた。学校マイプラン推進事業補助金用に作成した口座は、あまり活用されず、その口座だけを見ると、残金を別の口座に移し替えただけに見える。残金については、返還を求めたいと考えているが、移し替えた全額が残金ではなく、他会計で立て替えた分を控除し、返還を求めたい。現在、確認を進めている。また、現金出納簿を作成すること、収入・支出何を作成し、校長の決裁を受けること、通帳と印鑑を別々の人が管理すること、複数の人の目に触れ、折々にチェックが働く体制にすることなど、予算事務説明会等で説明するとともに、改めて指示をした。平成20年度からは、きちんと事務処理を行うように努める。 なお、教育委員会としては、平成20年度から、補助金等については、実績報告書に領収書や通帳の写しの添付を義務付けるとともに、平成20年2月から抽出による実地確認を行うようにしている。実地確認は、抽出で行っているが、できるだけ多くの学校を確認するように努めている。また、補助金等の交付について、できるだけ早く交付できるように努めている。</p>	<p>外部監査で指摘のあった平成19年度末から20年度にかけて、小・中学校の調査を行い、指摘のあった戸隠中学校も含め、適正に事務処理が行われていなかった4校から、合計115,497円の補助金を返還させた。 平成20年度以降は、現金出納簿、収入・支出何について標準の帳票類を提示するとともに、現金出納簿を作成すること、収入・支出何を作成し、校長の決裁を受けること、通帳と印鑑を別々の人が管理すること、複数の人の目に触れ、折々にチェックが働く体制にすることなど、年度初めの予算事務説明会等で説明している。 さらに、年度末に提出される実績報告書には、すべての学校から通帳の写し及び領収書のコピーを添付させ、支出内容の確認を行った上で、補助金の確定をしている。 補助金等の交付については、できるだけ早く交付できるように努めている。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑥ 卓月高等学校ア) 備品の管理 (報告書43ページ)</p>	<p>備品使用簿(備品台帳)から任意に抽出し、現物との突合を行うとともに、管理方法について質問した。その結果、次のような問題点が発見された。 定期的な実地棚卸は行っていない。 ・平成8年8月5日取得のパソコンデスク9台が、廃棄済みであるにもかかわらず、台帳から除去されていない。 ・備品使用簿に記載されている設置場所が不明確であり、現物との突合が困難な例があった。具体的には「校具」という所在場所表示では、学校内のどこにあるか不明である。 以上のような点から、現在の卓月高等学校の備品管理は問題があるため、改善が望まれる。 なお、卓月高等学校は平成20年度から募集が停止され、同じ場所に市立長野高等学校が建設され開校するため、当該校舎への移転時に備品の棚卸を行い、台帳の整備を行う予定である旨学校側からは聞いている。</p>	<p>備品台帳と照合し、台帳から除去した。 新旧高校の備品の棚卸し、備品設置場所の確認を行い、各室ごとの備品台帳を20年度末までに整備する。</p>	<p>平成20年3月に校舎移転を行ったが、平成23年3月まで3回に分け校舎等の工事を行っており、所在場所の変更や大量の備品譲渡及び廃棄等が多々行われたため、データを確認している最中である。 各所在場所の棚卸しは、ほぼ終了しているため、データ修正及び再確認を行い、平成23年度中には、備品台帳の適正整備がされ、毎年度末には棚卸しを行い、備品管理を行う予定。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑦ 通明小学校ア) 一校一国運動 ii) 韓国交流の通帳からの支出内容 (報告書45ページ)</p>	<p>通明小学校では、韓国交流のための資金を管理するため、「韓国交流」専門の通帳を設けている。 この通帳を見ると、内容の不明確な入出金が見受けられる。(省略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ これらのことから、簿外の現金の存在、市への報告外の支出、場合により補助金の流用が推測されるが、当該通帳へはPTAなどからの入金200,000円や17年度の繰越金277,924円があることから、必ずしも対応は明確ではない。私費から支出されたのか公金から支出されたのか判然としないからである。 今後、学校内のすべての金銭管理は一元化し、入出金の明細はすべて明らかにするとともに、財源が公金かそれ以外かに区別し、それぞれの使途を明らかにするようにすべきである。 なお、校長会経由の補助金150,000円が通帳に入金されたのは平成19年1月12日であり、その後の支出は韓国交流とは関係ないと思われる110,000円のみであり、19年3月末の残高は受取利息を含めて242,400円であるから、校長会経由の補助金は本当に必要であったのか疑問がないわけではない。</p>	<p>通明小学校の一校一国運動については、双務的な面があることを勧奨する必要があるものの、本来の国際交流の視点に立った事業内容及び資金使途とするために、どのような指針が設けられるのか多方面の意見を伺いながら時間をかけて検討していきたい。</p>	<p>通明小学校の一校一国運動は、市からの補助金、PTAからの補助金及び参加者負担により成り立っており、同一の口座で管理していた。帳簿と通帳を確認したところ、各年度の市補助金支出にかかる経費は、適正に管理されていた。 しかし、通帳にはPTAからの補助金が毎年定額で入金されていることにより、繰越金となっている状況であった。 単年度の経費を明確にするため、一校一国運動用の経費以外は、別に口座を設け、PTAからの補助金に余剰が生じた場合は、単年度で元口座に戻し、公費と私費とを明確にするように改善した。</p>	<p>学校教育課</p>

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
IV 学校給食 1 保健給食課 (6) 長野市給食運搬業務契約 (報告書73ページ)	随意契約とする理由として述べている a) b) は委託上の条件に過ぎず随意契約とする理由にならないと思われる。また、c) についても、「他にない」と言い切れるか疑問である。 さらに第一給食センターから第三給食センターまでまとめて契約する必要性は見当たらない。したがって随意契約とする理由はなく、競争原理が働くように改善すべきである。	今年度、他の輸送組合から見積もりを徴し、妥当な業者があれば平成21年度から契約することも検討しているが、衛生管理が確保できる専用車を現在の委託業者に手配依頼をしており、9:00～15:00まで、確保してもらっているため、その部分について相手方の同意等の必要がある。 第一給食センターから第二給食センターまでまとめた契約は、大規模な配送のため、事故等突発的な災害に備え、融通性が高いため必要であり、その際に、衛生管理の行き届いた配送車であることが、安全・安心な給食提供のための条件となることにも配慮したい。	本件について他の輸送事業者に対し見積もり作成を打診したところ、第一学校給食センターから第三学校給食センターを分割したとしても、学校給食の運搬は衛生管理の徹底が第一条件であり、運搬車は学校の長期休業等の給食の運搬が無い時期に他の運搬業務へ転用することが衛生管理基準を満たす上で困難であるため、運搬事業者は年間を通じて学校給食運搬専用の車両として確保しなければならない。その条件を加味すると、受託規模の大小にかかわらず新たな参入は採算に合わないため困難である、との回答であった。 このことから引き続き現状による対応とするものとした。	保健給食課
(14) 備品管理 (報告書77ページ)	備品管理のためのシールの現品への貼付を徹底すべきである。(第三給食センター)	本来の備品管理上ご指摘のとおりであるが、給食センター内の調理業務に使用されている機器及び物品等については、調理業務を遂行する際に高熱にさらされ、衛生状態を良好に保つためお湯や水及び消毒のための薬品類を使用することから、シールが剥げ易く、剥がれた部分が給食への異物混入につながる可能性が高いため、備品シールの貼付は適切ではないと判断していた。 備品シールを貼り付けなくとも台帳と現品と照合できるよう、平成20年度夏期の給食調理業務停止期間中にその設置位置及び製造番号等を台帳に記載し、管理するよう改善を図ることとした。	給食センター内の調理業務に使用されている機器及び物品等については、調理業務を遂行する際に高熱にさらされ、衛生状態を良好に保つためお湯や水及び消毒のための薬品類を使用することから、シールが剥げ易く、剥がれた部分が給食への異物混入につながる危険性が高いため、備品シールの貼付は適切ではないと判断している。 当該機器等については、備品シールを貼付しなくとも備品台帳と現品とを照合・管理できるよう、平成20年度中に全て、その設置位置や型式番号等を台帳に記載することにより、改善を図った。	保健給食課
(14) 備品管理 (報告書77ページ)	ジェットクリーナーについては必要なほかの施設に移管すべきである。(第二給食センター)	電源が作業室と直結のものであり、また電圧が200ボルトと高く、他での汎用性が低いため、他施設からの利用の要望がないのが現状であるが、今後でも使える他施設への所管換えを進めていく。	電源が作業室と直結のものであり、また電圧が200ボルトと高く、他での汎用性が低いため、他施設からの利用の要望がない現状である。	保健給食課
V 社会教育 1 全般 (1) 耐震工事、大規模修繕計画 (報告書88ページ)	学校以外の施設であっても来館者の安全を図る必要があるため、早期により具体的な耐震補強工事計画を策定し、市の長期予算計画に組み込んでおく必要がある。また、設備の更新も、時期を逸すると建物自体の耐用年数に影響を与えることになり、必要な予算も高額になることが想定される。これについても予め更新時期を見込んだ長期的な大規模修繕計画を立案し、市の長期予算計画に反映しておくことが必要である。	指摘事項については、長野市耐震改修促進計画に基づき、災害本部・避難所等に指定された公民館について整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を実施していく予定である。 老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。	長野市耐震改修促進計画に基づき整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を順次実施している。 老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。	生涯学習課
8 文化財課 (1) 文化財の管理 (報告書111ページ)	文化財である収蔵品についての管理規程を市としては特段定めておらず、備品以上に社会的価値のあるものについての管理体制ができていない。文化財である財産に関する管理規程を定めて、この定めに従った管理をする必要がある。将来的に施設の統合を検討する場合に障害となるおそれもあるため、共通の分類基準を予め定めることが必要である。	長野市立博物館、真田宝物館、戸隠地質化石博物館、埋蔵文化財センターなどで所蔵する資料(文化財)は、各施設で独自の性格を有する資料であり、各施設で資料の収蔵台帳が作成され、分類、整理、管理が行われている。管理規程については、現在、明文化したものがなく、当該機関で協議調整を進め、作成に向けての準備を進めたい。 共通の分類基準の作成についての動きは、現在、国際博物館会議等と各方面で試みられているという段階にある。こうした動向に今後も注目し、共通の分類基準については、今後の課題としたい。	資料の管理は、明文化したものがなかったが、博物館条例施行規則及び松代藩文化施設条例施行規則に準じて、資料の特別利用、館外貸出、資料の受入(寄贈及び寄託等)を実施しているため、新たな管理規程の必要性はないと判断した。 共通の分類基準については、これまで博物館と真田宝物館は個々の分類体系を用いていたが、博物館を核とした真田宝物館の資料を取り込む形で共通の分類体系(大分類、中分類、小分類)を作成し、平成21年7月に稼働した。合併した戸隠や信州新町の自然資料は、まだ従来の個々の分類によっているが、各施設に端末が整備されるのを待って漸次博物館の体系の中に組み込む予定になっている。	文化財課

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
<p>VI 体育課 2 エムウェーブ (2) エムウェーブのアイスリンク無料開放事業の契約価額について (報告書133ページ)</p>	<p>エムウェーブの見積書には次の事項が含まれていて不当である。 看護師人件費20,000円については市側の要請に基づくものだと思うので問題はないと思うが、受付事務20,000円及び諸経費330,000円は、本来スケートリンク事業者自身の負担すべきもので、利用者に請求すべきものではない。当然これに係る消費税等も過大である。 この見積書は別表の「アリーナ」「専用しない場合」「個人」の「一般1回につき1,500円以上2,000円以下」及び「中学生以下1回につき800円以上1,100円以下」を適用して、さらに消費税等を加算しているが、備考4によればこの金額には消費税及び地方消費税が含まれていることになっているため、入場料分に対する消費税は過大請求に当たるものと思われる。 さらにこの別表の料金表の適用方法に問題があると思われる。この施設の有効利用されることを前提にエムウェーブに一定の管理委託料を支払っていることを考え合わせると、市の所有とはいえ合理的な利用料を支払うことも理にかなっているものと思われる。このような考えにより利用料の支払をする場合でも、その支払額の最大限は他人に貸し出す料金が基準になるものと思われる。市のアイスリンク無料開放事業は、指定日にアリーナ全体を市が借り切るものであるため、別表の「専用する場合」が適用されるべきであり、また入場者より料金を徴収しないものであるため、「アマチュアスポーツで競技大会に利用する場合」に準ずるものとして「土・日・祝日午前270,000円以上351,000円以下 午後400,000円以上520,000円以下」が適用されるのが正当と思われる。(表省略) この結果、条例に定める正当な料金による契約価額は次のように算出される。過去5年分過大支払額を試算すると次のとおりで約5,800万円となるものと思われる。(表省略) オリンピック施設の後利用を促進し、エムウェーブの自立を支援するという意図であるとしても、現在の方法は条例に違反すると思われるので、今後、入場料は減額し、管理手数料を増額する方法等を検討すべきである。</p>	<p>エムウェーブ及び産業振興部と指定管理料も含め適切な使用料について検討する。</p> <p>エムウェーブ無料開放事業は、広く市民に利用されており、本市におけるスケート競技の普及のため今後も継続して実施していく必要がある。 指摘いただいた使用料の取扱いについては、既に平成21年度より、条例に定めるアリーナ専用使用・昼間(午前・午後)を適用し使用料を算出するように改善した。</p>	<p>体育課</p>	
<p>5 体育館 (1) 社会体育館の備品一覧表と使用日誌 (報告書139ページ)</p>	<p>① 備付備品一覧表の掲示 安茂里、裾花の両体育館には、備付の備品名、数量を記入した一覧表が現場に掲示されていない。現場に備品の備付表の掲示があることにより、体育館の利用者は毎日の備品の管理が可能となるので、備付備品一覧表の掲示の徹底が求められる。 なお、塩崎体育館では掲示がされており、現品の確認できた。</p>	<p>体育課で管理する社会体育館28館の備品を全て調査し、器具庫に掲示する。</p>	<p>体育課で管理する社会体育館28館の備品については、全ての調査、及び器具庫への掲示について、平成20年度に実施済。</p>	<p>体育課</p>
<p>5 体育館 (1) 社会体育館の備品一覧表と使用日誌 (報告書139ページ)</p>	<p>② 体育館使用日誌への記入 体育館を使用した団体は「社会体育館使用日誌」に所定の記入を行うことになっている。 往査時にこの日誌をみたところ、「使用後の片付け欄」の記入状況が悪かった。 この欄には、次の項目が記入されており、実施した場合その項目にチェックをつけることになっている。 (表省略) 事故防止等を目的とするこの最も大事な欄の記入がなされていない団体が多いため、改善が求められる。 現在この日誌の最下部に「※使用後の片付け欄は必ずチェックをしてください」との注意書きが入っているのに効果が出ていない。 今後、カギを渡すときに、片付け欄の記入を口頭で依頼し、それでも改めない団体には、何らかのペナルティも検討することなどにより、記入の徹底が求められる。</p>	<p>体育館の鍵の貸出しを行っている公民館等に「片付け欄の記入」について、利用団体に鍵の貸出し時に依頼するよう徹底するとともに、利用日誌改修後、未記入団体については、体育課より連絡をするよう担当職員に徹底を図った。 注意した団体の記録を残し、数回にわたり注意した団体がある場合は、ペナルティも検討する。</p>	<p>体育館の鍵の貸出しを行っている公民館等に「片付け欄の記入」について、利用団体に鍵の貸出し時に依頼するよう徹底するとともに、利用日誌改修後、未記入団体については、体育課より連絡をするよう担当職員に徹底を図った。 以降、未記入団体は減少してきているため、引き続き未記入団体への周知を徹底する。 なお、ペナルティについては、使用日誌の記入漏れに対して行なうことは厳しすぎるため、検討の結果課さないこととした。</p>	<p>体育課</p>
<p>(4) 三輪テニスコート (報告書142ページ)</p>	<p>② 予約システムの導入 テニスコートのコートコンディションを有効に保つため、囲っているのだとすれば、一般の人は使えないのであるから有料とすべきである。そして、近くの特定の人のみが使っている弊害を無くするため、現在は市の予約システムに掲載されていないが、これを改め、予約システムにより、市民は誰でも予約できるよう改善すべきである。</p>	<p>当該テニスコートは、自由使用であるため予約システムを導入していないが、現在検討している体育施設の有料化に併せて、予約システムの導入を検討する。</p>	<p>当該テニスコートは、公園の一部であり、駐車場がなく利便性に欠けることから自由使用としているため予約システムは導入しない。整備状況も無料コートと同じであるため今後も無料とする。</p>	<p>体育課</p>